

災害ボランティアパネル貸出規定

（趣旨）

第1条 この規定は、長崎県内での災害ボランティア活動の普及啓発を図るため、財団法人県民ボランティア振興基金（以下「基金」という。）が所有する災害ボランティアパネル（以下「パネル」という。）の貸出に関して必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象）

第2条 パネルの貸出対象は、長崎県内に拠点を置くNPO法人及びボランティア団体等が長崎県内で行う営利を目的としない災害ボランティア活動の普及啓発事業とする。ただし、特に理事長が認めたものについてはこの限りでない。

（貸出）

第3条 パネルの貸出は、災害ボランティアパネル貸出申請書（様式1）により行う。

第4条 パネルの貸出は、貸出希望日の1週間前までに申し込むこととする。

第5条 基金は、申請内容について審査を行い、承諾の可否について申請者あて通知するものとする。

（貸出期間）

第6条 貸出期間は、原則として10日以内とする。ただし、理事長が必要と認めたときはこの限りでない。

2 理事長は、必要がある場合は、貸出期間中であっても返却を求めることができる。

（転貸の禁止）

第7条 借用者は、パネルを転貸してはならない。

（パネルの受け渡し）

第8条 パネルの受け渡しは、原則として申請者が直接、基金にて行うものとする。なお、配送によるパネルの受け渡しを行う場合、配送に要する経費は申請者が負担する。

（弁償の責任）

第9条 借用者はパネルを亡失または、損傷した場合は、速やかにその旨を届け出なければならない。

2 借用者が、重大な過失によりパネルを亡失または損傷した場合は、制作または修復に要する経費を弁償しなければならない。

(使用報告)

第10条 借用者はパネルの使用後、災害ボランティアパネル利用報告書(様式2)を基金あてに提出するものとする。

(補則)

第11条 この規定に定めるものの他、パネルの貸出に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この規定は、平成20年4月1日から施行する。